

【研究ノート】

信託移転課税の考察

— 信託財産管理に関する国際比較の観点から —

A study of trust taxation on asset transfer
— International Comparison of Perfection Against Trust property system —

金沢星稜大学経済学部教授

大 屋 貴 裕

OHYA Takahiro

税理士：北陸税理士会所属

今 井 克 也

IMAI Katsuya

税理士：北陸税理士会所属

黒 田 尚 彦

KURODA Naohiko

台湾・淡江大学 日本政経研究碩士班 訪問研究員

高 橋 孝 治

TAKAHASHI Koji

(目次)

はじめに

第1章 我が国における信託財産と移転の概要

1. 信託財産の意義
2. 信託法14条の意義
3. 信託財産の移転
4. 移転実務の概要

第2章 信託財産管理法制度の比較

1. アメリカ
2. 中国
3. 台湾

第3章 信託財産の移転実務の比較

1. アメリカ
2. 中国
3. 台湾

おわりに－若干の考察－

※本稿において，[] は直前の単語の中国語原文を意味し，初出にのみ付した。

はじめに

信託では、信託契約を行い信託が成立した場合、信託財産は委託者から受託者に移転する。

我が国においては、不動産等を信託財産とする場合は、第三者対抗要件を具備するために移転登記を行わなければならない（信託法（平成十八年十二月十五日法律第百八号公布、翌年九月三十日施行）14条）。

このような移転登記を伴う信託財産の場合は、形式的にでも所有権は委託者から受託者に移動することから、信託の重要な機能である「倒産隔離機能」が実現されることとなる。一方で、信託移転により、我が国の税務上は移転に伴う課税関係が生じ、信託の発展を阻害しているとの批判もある。

本研究では、信託という制度における信託財産の移転効果を再検討し、特に第三者対抗要件を必要とする財産としての不動産に焦点をあて、不動産の信託移転に伴う課税関係を検証する。まず、我が国の信託制度における信託財産移転の概要を整理し、信託機能における意義を確認する。次に、我が国だけではなく海外の信託制度における信託財産の範囲、不動産の移転実務・法務を確認し、不動産を移転するときの法律関係を整理する。

以上の内容を踏まえ、最後に信託制度における信託財産移転の意義を再検討し、移転による課税関係が信託移転の意義とどのように整合性が取れているのかについて検証する。

第1章 我が国における信託財産と移転の概要

1. 信託財産の意義

信託財産とは、信託の設定された対象であり、ときに信託の客体とも呼ばれ、信託の設定行為にもとづいて、委託者から受託者が取得したものであり、信託の趣旨にしたがって一定目的に適する管理または処分をしなければならない対象とされる¹。

一方で、「信託は、一方では、受託者への信頼を基礎とし、この者に財産の名義（と管理権）を委ねるところの、個人的関係である。しかし、それにもかかわらず、他方では、信託目的によって統一性と独立性を与えられた信託財産が、すべての関係当事者から一名義帰属者たる受託者からさえも一独立した存在をもち（信託財産は、nobody's propertyである！）、この信託財産を中心として客観的、超個人的な関係が形成される、と考えられる」として、信託財産は信託における「対象」という位置づけだけではなく、中心的な存在であるという見解もあった²。

このように信託財産は、形式上は受託者がその名義人兼完全兼保有者とされ、他者のための財産管理制度という信託の本質上、実体的には、受託者の固有財産と信託財産とは分別して管理すべきことが義務づけられ、両者は別個独立のものとして取り扱わなければならない。

そこで、我が国の信託法では、①信託財産の相続財産からの排除（信託法74条）、②受託者破産の場合でも信託財産が破産財団に属しないこと（同25条）、③信託財産に対する強制執行等の制限（同23条）、④信託財産の相殺の制限（同22条）、⑤信託財産の混同の特例（同20条）という規定を置いている。さらに、信託財産の独立性という観点から、信託財産にかかわる信託当事者以外の第三者にとっても重要な利害関係がでてくることから、信託財産の独立性を第三者に対しても対抗するために、信託財産の公示義務の規定が置かれている（同14条）。

信託法上、信託財産について定義規定はなく、金銭に見積もりうる財産であればよいが、消極財産を含むかどうかについては議論が存する³。

なお、我が国の信託業法では、信託財産は限定されていたが、平成16年の改正により、受託可能財産の制限が撤廃され、特許権や著作権などの知的財産権についても受託可能となった。

2. 信託法14条の意義

上記のように、信託財産は分別管理がなされなければならず、信託が有効に機能するため信託財産はその財産の種

¹ 田中實・山田昭・雨宮孝子『改訂信託法』学陽書房（1998年）58頁

² 四宮和夫『信託法（新版）』有斐閣（1989年）58頁。なお、この見解については、新井誠『信託法（第4版）』有斐閣（2014年）45～47頁において、「実質的法主体性の承認（信託財産の独立性の強調）」という四宮説独自の概念であると評している。

³ 消極財産を含む見解として、新井誠『信託法（第4版）』有斐閣（2014年）341～344頁参照。

類により、分別管理方法が義務づけられている。不動産のように登記又は登録が必要となる財産については、第三者に対抗するため、公示としての登記をしなければならない。

信託法14条は、「登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産については、信託の登記又は登録をしなければ、当該財産が信託財産に属することを第三者に対抗することができない。」と規定している。

本規定については、信託財産には独立性があり、受託者の債権者は信託財産に属する財産について強制執行等することができず、受託者の破産手続開始決定を受けても破産財団には属しないように、信託財産であることを第三者に知らせる「公示の制度」であるという説明がなされる⁴。

ここで本規定は信託財産の対抗要件具備を趣旨とし、公示を義務付けているとされるが、法的構成としては、信託財産を分別して管理するという信託法34条の規定と連動している。

信託法34条1項1号では、「第十四条の信託の登記又は登録をすることができる財産」については、信託の登記又は登録という方法により分別管理しなければならないとし、受託者に分別管理義務を課している（以下、「分別管理義務条項」という。）。

このように信託法14条は、信託財産の分別管理義務を必要とする財産の範囲を定めており、信託登記がなされていないければ、第三者に対抗できないものとして、信託の機能不全を示す規定であると理解できる。

3. 信託財産の移転

我が国において信託は、信託契約による方法（信託法3条1号）、遺言による方法（同2号）、及び信託宣言による方法（同3号）により創設することができるとし、信託法4条1項では、信託契約による方法の場合は信託契約の締結だけで信託は有効に成立するのである。このように信託契約の場合、信託は締結によって効力を発生するとしており、信託の成立においては必ずしも財産権の移転は必要としないことを明らかにしている。

一方、我が国では、信託財産が不動産の場合、信託契約により信託を成立させるためには、不動産登記法による信託登記が必要となる⁵。この信託登記は信託財産が分別管理対象となる信託財産という明記がなされるだけではなく、所有権が移転するという登記（信託移転登記）とセットになっており、所有権が委託者から受託者に形式的に移転するのである。なお、信託を原因とする移転登記申請を懈怠している間に、委託者の債権者による差押え、滞納処分、破産手続開始申立て等に基づく登記があれば対抗できないとされる⁶。

このように信託財産が不動産の場合は、受託者による信託登記が不可欠であり、信託契約がなされ信託の効力が発生したとしても、信託登記がなされない状態は、信託機能の一つである倒産隔離機能が機能していないといえ、結果として信託は成立していないこととなろう。

なお、信託法232条1項では、信託行為においてそのすべて信託財産責任負担債務について受託者が信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う旨を定めた信託（信託法216条。限定責任信託）については、登記をした後でなければ限定責任信託としての効力は生じないと規定している。これは、登記が効力要件となっている一例である。

4. 移転実務の概要

我が国において、不動産を移転する場合、信託原因以外の登記原因（売買、相続、贈与、財産分与、代物弁済等）のときは、第三者対抗要件取得のための任意申請であるが、信託登記は受託者の義務である。したがって、信託登記が信託成立に大きく影響するという点は、他の登記と大きく異なるといえるのである。

信託財産が不動産である場合の信託登記は、受託者の義務であることから、不動産登記法に従い登記することとなる⁷。先述したように、信託登記が所有権移転登記を伴い、形式上は委託者から受託者へ権利が移転するという点は注意が必要である。

⁴ 神田秀樹・折原誠『信託法講義（第2版）』弘文堂（2019年）68頁

⁵ 渋谷陽一郎『民事信託の実務と書式（第2版）』太平印刷社（2020年）109頁では、信託登記は受託者の義務であり、当該義務は免除できず、受託者において登記を懈怠することは信託義務違反を構成し、かつ、信託に不可欠な分別管理を欠くと述べるが、信託の不成立までは言及していない。

⁶ 渋谷前掲注(5)109頁

⁷ 信託登記の実務については、藤原勇喜『信託登記の理論と実務（第3版）』民事法研究会（2014年）参照。

第2章 信託財産管理法制度の比較

1. アメリカ

英米法上の信託の場合、信託財産と受託者の固有財産は分別管理された上で、信託財産の独立性が認められ、受託者は信託財産を所有しているものの、信託財産は受託者の責任財産から除外される⁸。従って受託者に対して債権を取得することとなった者（信託債権者）は信託財産を自己の債権の引き当てにすることができるが、受託者の一般債権者は信託財産を自己の債権の引き当てにすることはできない。よって受託者の一般債権者は信託財産を差し押さえることはできないし、受託者が破産したとしても、信託財産が破産財団に組み込まれることはない。さらに受託者が死亡しても、信託財産は受託者の相続財産とはならず、受託者の相続人に相続されることはない⁹。

伝統的なアメリカ法は、会社はEntity（以下、「法主体」とする。）であるが、信託はFiduciary Relationship（以下、「信託関係」とする。）であるとする。例えば、信託法リステイトメント（第二次）2条は、信託を以下のように定義付けている。

「信託とは、他者の利益のために財産を扱うというエクイティ上の義務が付された財産の所有権を有する者に対する、財産に関する信託関係をいい、それを設定しようとする意思の明示により生じる。」

信託を法主体としてではなく、関係として取扱うことによる重要な効果のひとつに、信託が訴訟対象とならないことがある。つまり、アメリカ法における伝統的原則の下では、第三者は受託者個人に対して、訴訟を提起しなければならない。例えば、契約責任に関し、コモン・ロー上の原則は、受託者は自身が行った契約に関し、契約する権限を有するか否かを考慮せず、個人として責任を負い、信託能力（Fiduciary Capacity）に基づき行った契約に対し、個人的責任を免れることはできない。つまり、受託者は個人として責任を負う。受託者が適切に契約を行った場合、受託者は信託財産により補償されるが、信託財産による補償が十分でない場合、受託者は裁判所が示した残額について、個人的な責任を負うこととなる。不法行為における受託者の責任も同様である。コモン・ロー上、受託者は受託者自身、もしくはその従業員や代理人が行った不法行為により生じた損害に対し、個人的に責任を負う。受託者に個人的な過失がない場合、受託者は信託財産からその損害を賠償することができるが、信託財産での補償が十分でない場合には、裁判所が示した残額について、個人的な責任を負うこととなる。

信託法リステイトメント（第三次）も、信託を信託関係とする伝統的な定義を継承したが、受託者責任のルールは変更している。申立人は、もはや受託者個人に対し、訴えを提起する必要はなく、受託者を信託の代理人として訴えることができる。信託法リステイトメント（第三次）105条は「第三者は、代理権限のある受託者に対する訴訟手続きにより、信託管理上生じた責任について、受託者に個人的責任があるか否かを、信託に対し請求することができる。」とする。

これに関しコメントbでは、「信託管理遂行上、受託者はしばしば、第三者に対する責任を負う。これらの責任は、受託者が有する信託財産に対する所有権若しくは管理、又は受託者が行う契約、そして受託者・受託者の代理人・従業員による不法行為により生じる。歴史的に、受託者は第三者から個人的に訴えられ、信託管理遂行により生じた全ての責任に対し、受託者の適切な行為かつ信託財産の範囲内で信託財産から補償を受け、個人的な責務を負っていた。本条で検討した現代的アプローチは、代理権限に基づく受託者に対する請求を認め、受託者が行なった適切な行為について受託者に対し、個人的責任を求めない」とし、詳細な説明を加えている。

この新しい代理責任アプローチは、受託者が適切に代理行為を行っている場合に、受託者に対し個人的責任を負わせることや、受託者が個人的財産で負担するリスクを負うことは適当でないことから、合理的とされている¹⁰。

受益権は信託財産の所有権とは異なる権利であるが、なお信託財産に関する物権的権利である。つまり、信託財産に関する権利という意味で物権的権利に分類されているが、権利の具体的な内容としては、信託関係からの利益を享受することを目的とした信託財産に対する一種の債権的権利と考えられている¹¹。

アメリカでは、受益権の性格をめぐる論点は、①対人的権利（right in personam）か対物的権利（right in rem）か、その中間かという論点と、②受益権が物権だとすると、それは人的財産（personal property）か物的財産（real

⁸ 田中美穂「信託準拠法と信託財産準拠法の適用関係について」近畿大学法学58巻4号4頁

⁹ 新井誠「ドイツ法の信託と英米法のトラスト」國學院法学30巻4号210頁

¹⁰ トーマス・ガラニス「信託法リステイトメント（第3次）」信託281号212頁

¹¹ 瀬々敦子「エクイティなき世界における信託」信託法研究38号34頁

property) かという論点に分けることができる。

①について、現在は、アメリカでは、受益権はエクイティ上の物権であるという物権説が確立している。②については、裁判管轄権、課税権、受益権の譲渡の手続要件、相続の際に寡婦権の対象になるか等、実質的に重要な差異が出てくる重要な論点であるが、第二次アメリカ信託法リステイトメント130条は、対象となる信託財産の性質によって受益権の性質も定まる。すなわち、原則として、動産であれば受益権も人的財産、不動産であれば受益権も物的財産とされるのである¹²。

2. 中国

中華人民共和國信託法（以下、「中国信託法」という。）は2001年4月28日に公布（主席令第50号公布）、同年10月1日施行されている。

同法10条では、「(1項) 信託の設定においては、関係法律又は行政法規によって登記手続きが必要とされる場合には、法に従って信託登記を行わなければならない。(2項) 前項の規定に従って信託登記を行っていないときは、補充登記手続きを行わなければならない。補充登記手続きを行わないときは、当該信託は、効力を生じない」と規定され、この規定の通り、信託財産は信託登記されることにより、権利が生じることになる。

中国の民事法規は、これまで統一民法典を持たず、個別の単行法規で規定され、民法の物権編に相当する物権法（2007年3月16日主席令第62号公布、同年10月1日施行）や契約関係を規律する契約法〔合同法〕（1999年3月15日主席令第15号公布、同年10月1日施行）などがあった。もっとも、これらの民事単行法規は、2021年1月1日に中国で民法典が施行されたのと同時に廃止となった（2020年5月28日主席令第45号公布）。そして、財物の登記・登録制度のうち特に土地、建物などについては、民法典209条から223条、335条（中国物権法では9条から22条、129条）や都市私有房屋管理条例〔城市私有房屋管理条例〕（1983年12月17日国務院・国発〔1983〕第194号公布・施行）6条1項、土地管理法实施条例（1998年12月24日国務院令第256号公布、翌年1月1日施行）6条、不動産登記暫定条例〔不動産登記暫行条例〕（2014年11月24日国務院令第656号公布、翌年3月1日施行）などがある。

また、契約法44条にも登記・登録が必要とされる財産については登記・登録がされない限り、当該契約は効力を生じないとの規定があったが、本規定の後継法である民法典第502条の規定からは「登記」という文言は消え、「手続き」という文言となっている。しかし、この「手続き」には「登記」も含まれていると考えていいであろう。

以上から、土地や家屋を対象とする信託契約を締結する場合は信託登記・登録を行わなければならないと、また、補充登記がなされていなければ、当該信託は効力を生じないこととなる。

信託登記・登録による法律効果は①信託の設定行為が効力を有し、信託財産は委託者から受託者に移転する、②信託登記・登録をもって善意の第三者に対抗することができ、信託公示の効力が生じる¹³。

3. 台湾

台湾で施行されている中華民国民法758条（1929年から1931年にかけて中国大陸で、順次公布・施行。2021年1月20日公布で最終改正、同年7月20日改正法施行。以下、「台湾民法」という。）は以下のように規定している。

「(1項) 不動産の物権を、法律行為によって取得、設定、喪失および変更する場合は、登記を経ない場合、その効力を生じない。(2項) 前項の行為は書面をもって行うものとする。」

さらに、同法761条は以下のように規定している。

「動産の物権の譲渡は、動産の交付をしなければその効力を生じない。ただし、譲受人が、既に動産を占有している場合は、譲渡の合意時にその効力を生ずる。」

このように、台湾における財産権の移転は原則として要物主義が採用されており、対抗の概念が生じない。

もっとも、台湾民法758条と761条を比較して見れば明らかであるが、不動産の物権変動の場合には、「法律行為によって」という留保がある。そして、法律行為によらない場合の不動産の物権変動に関する規定が台湾民法759条および759-1条に規定されており、それぞれ以下の通りである。

（第759条）

¹² 樋口範雄『アメリカ信託法ノートⅠ』弘文堂（2000年）138頁

¹³ 神田秀樹編『中国信託法の研究』日本加除出版（2016年）16～17頁

「相続、強制執行、徴収、法院の判決もしくはその他の法律行為によらない理由で、不動産の物権を取得した場合、その登記前においては、登記を経ることによってはじめてその物権を処分することができる。」

（第759-1条）

「(1項) 不動産の物権が登記された場合、登記上の権利者が適法にその権利を有すると推定される。(2項) 不動産登記を信頼した善意の第三者が、法律行為により物権変動の登記を行った場合、その変動の効力は、登記されている物権が不実であったことをもって影響を受けない。」

台湾民法759-1条は登記の公信の原則により、善意者を保護する規定であるとしている¹⁴。すなわち、不実登記がなされた場合や物権変動が行われた後、その行為が取消されたが登記手続きをしていない場合などに用いられる。ところで、台湾民法759-1条は、2009年1月23日公布の改正で導入された条文である。そして、この条文の導入時の条文説明としては「『登記』と『占有』が財産権の公示方法であるが、……登記の推定により登記名義人は、名義人より前に登記をしていた真の権利者への対抗を除いて、いかなる者へもその登記が不実であると主張はできない」と対抗の問題であるとしている¹⁵。もっとも、この条文の説明は誤りであると考えられる。登記名義人が対抗できる相手は「名義人より前に登記をしていた真の権利者」ではなく、「不実の登記を行うことについての関係者と、そのことを知っている悪意者」である。しかし、ここに要物主義を原則としつつも、不動産において不実の登記がなされていた場合には、台湾でも例外的に「対抗」の問題が生じ得ることになる。

第3章 信託財産の移転実務の比較

1. アメリカ

(1) 不動産登記制度

アメリカの不動産登記制度の中心をなすものは、証書登録制度（recording system）である。この制度は、土地に関する権利自体を登記するものではなく、単に土地の処分に関する証書の内容を登録しておいて後日の証拠とするものであるにすぎない。

当事者は証書を管轄の登録所（Recorder's office）に提出し手数料を支払えば、証書を登録官（Recorder）に手渡した瞬間に登録されたことになる¹⁶。登録官はその証書のコピーを受付の年代順に編綴する。登録官は証書を受理するに当たってなら実質的審査権を有せず、申請をそのまま登録するのみである。従って、二重譲渡に関する証書、無権利者からの譲渡証書等も容易に登録されることになる。

権原の有効性については不動産専門の弁護士（title lawyer, examining lawyer）や abstractor と呼ばれる調査専門の機関が調査を行う。この機関は、依頼者の目的の不動産に関する全ての取引について登録簿等を調査し、その要約である“abstract”を作成する。そして、このabstractに基づいて弁護士が権原審査、依頼者への意見の提示を行う（lawyer's opinion system）。

権原調査、審査に加え、調査で見いだせなかった権利、調査ミス、判断の誤り等により、将来依頼者が蒙るかもしれない損失（保険対象となる瑕疵に基づくものに限る）に対して、保険証券を発行して、その券面額まで無過失責任を負う会社が不動産権原保険会社であるとされる¹⁷。

(2) 動産について

アメリカでは、不動産を目的とする担保制度と動産を目的とする担保制度は峻別されている。不動産の担保制度は各州のモーゲージ法が該当するが、不統一である。一方、動産担保制度はUCC（統一商事法典）第9編に規定しており、第9編は不動産の客体を適用から除外している。

動産上に担保権を設定する方法としては、以下の方法が考えられている¹⁸。

担保権を発生させる（creates or provides for）のは、「担保合意（security agreement）」、すなわち「担保権を発生さ

¹⁴ 詹森林、馮震宇〔ほか〕『民法概要（第12版）』台湾・五南圖書出版（2015年）476頁。

¹⁵ 台湾・立法院『立法院公報』98巻5期（2009年）252～253頁。

¹⁶ 登記所は各County（郡）に置かれ、登記官はCountyの職員である。

¹⁷ 福田充孝「アメリカの不動産登記制度について」Urban Study Vol71 DEC2020

¹⁸ 青木則幸「アメリカ統一商事法典（UCC）第9編における不動産定着物の処遇」比較法学42巻1号

せる合意」(9-102(a)(73))による(9-201(a))。ただし、担保権が目的物上に設定(attach)されるためには、設定の要件を充足しなければならない。設定の要件は、一般に次のように規定される。「担保権は、目的財産につき、債務者に対して強行可能になるときに、目的財産上に設定される。」として、「(1)対価(value)が供されていること、債務者が目的財産上の権利を有するか、目的財産上の権利を担保権者に移転する権限を有すること」に加え、「A債務者が、目的財産の記載のある担保合意を認証していること」である(9-203(b)(3))。ここで「認証」とは、「A署名をするか、B人を真にその人であると立証しかつ記録を受け入れる現時の意思をもって、象徴を発効その他の手法で採用するか、記録を全部ないし一部符号化するか同様の手続をとること。」(9-102(7))をいう。ただし、担保権の設定の要件として、上記Aにかえて、「B債務者の担保合意に基づき、担保権者が目的財産を9-313によって占有する」(9-203(b)(3))ことも可能である。担保合意によって設定されることは同じであるが、目的物を担保権者が占有している場合には、法的認証手続を省略することができるのである。

我が国の民法では、第176条「物権の設定及び移転は、当事者の意思表示のみによって、その効力を生ずる」、第177条「不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法(平成十六年六月十八日法律第百二十三号公布、翌年三月七日施行)その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない」、第178条、「動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡しがなければ、第三者に対抗することができない」と規定しているが、アメリカにおいてもほぼ同様な扱いと考えていいであろう。

2. 中国

中国信託法においては、登記・登録制度が関係法令によって定められている財産の信託設定については、信託登記・登録、または補充登記が必要となる。

これらの登記・登録が行われなければ、信託契約は効力を生じない(財産の委託者から受託者への移転もない)。

しかし、現在中国では信託の登記制度が整備されておらず、権利の変動に登記が必要な財産は、信託設定はできないことになっている。

仮に、信託登記がされていないにも関わらず、登記上の所有権が受託者に移転された場合には、信託の効力は発生せず、受託者の固有財産となる¹⁹。受託者は単なる所有者であるため、信託契約による制限はあるものの、自らのために財産の処分が可能であり、強制執行等が可能となるため、受託者の債権者から信託財産を守ることとはできないとされる²⁰。

また、登記を変更しなければ、信託契約を締結しても、委託者固有の財産のままであり、受託者は単なる財産の管理人である。したがって、委託者の債権者は強制執行等が可能であるため、委託者の債権者から財産を守ることとはできず、信託機能の倒産隔離機能がなくということで、実質的に信託は機能しないということとなる。

3. 台湾

第2章3. で述べたように、台湾では不動産の場合は登記、動産の場合は引渡しによって物権変動が起こる。しかし、不動産物権変動において、不実の登記がなされていた場合、その不実の登記の内容を「真実」として法律上取り扱うこととなるが、その不実の不動産登記を行うことについての関係者や不実の登記であることにつき悪意の者には、登記名義人は「対抗」することができる。

この場合、登記名義人が、この不動産に対する登記を求める相手方は、この不動産登記が不実であることにつき関係者もしくは悪意であるので、登記簿上の表示通りの権利ではなくこれとは異なる真の権利関係に沿って手続きをすると主張することになるし、登記を求める相手方がそれに承諾しない場合は裁判所[法院]の判断を待つことになる。

おわりにー若干の考察ー

信託は、委託者から受託者へと信託財産が移転し、信託財産は他の財産と分別することが不可欠となる制度である。

一般的に不動産は、価値が高く多くの人々に影響を及ぼすものであるため、特に「第三者に対する対抗要件」を具備するという目的で、登記という公示制度を用いている国は多い。

¹⁹ なお、中国には贈与税がないため、委託者から受託者への贈与となっても、受託者には負担は生じない。

²⁰ 神田編前掲注(13)86頁

今回研究対象とした、日本、中国及び台湾における信託法は、受託者の規制という観点からの考察としてではあるが、日本と中国の中間が台湾であるとの指摘もあるものの²¹、中国の土地が使用権のみであるという特殊性を除けば、登記登録制度は比較的相似しているといえよう。

アメリカにおける不動産登記は、公示制度というより証拠の保存制度があるのみで、その確認は誰でもが容易に利用できるものではなく、専門家に依頼しなければならないものとして存在していた。

以上のように、国によって財産の登録方法や法的制度は異なり、信託における信託財産の分別管理方法、特に不動産における公示制度は、千差万別なものとなっていると指摘できよう。

我が国では不動産を信託財産とする場合は、信託財産について信託登記がなされかつ委託者から受託者への所有権移転登記もなされ、形式上の所有者は受託者となることから、移転に関する課税関係が生ずる。当該課税としては、委託者と受益者が同一人物でない場合（他益信託）は信託設定時に受益者に贈与課税（受益者が法人の場合は法人課税）がなされる。

信託については、税制自体が租税回避を懸念するあまり、税制が信託の足かせになっているとの指摘があり、これまでの研究においても新たな信託形態での課税負担について懸念を示してきた²²。

アメリカでは、信託の利用頻度は我が国より高い状況である。その理由としては、検認（probate）の回避という我が国にはない特殊事情²³や、税制に関しても現在信託財産移転による課税が、事実上行われていないという課税環境も存在する²⁴。

我が国では、家庭内の財産継承手段としての信託の利用はアメリカより低調だが、節税効果という面において、長期的に見れば他の手段がなくなった場合には信託が頻繁に用いられる可能性があるという見解も存在する²⁵。このように我が国での信託利用は、課税負担と無縁ではなく、むしろ大きな要因として存在している。

中国及び台湾では、まだ不動産を信託財産とする信託を成立することができないと考えられており、実際に信託として存在しているかどうかの確認もできない状況である。特に中国では、土地の使用権は今後においてどのような取り扱いとなるかについて不確定であり、信託の利用とまでは及ばないように考えられる。

一方で、信託でも、財産継承として財産を移転させる手段としての信託は、贈与にくらべると、「委託者が信託財産へのコントロールを維持」することができるという点で、節税効果が薄くとも信託を用いる富裕層が存在するとの指摘もある²⁶。この点については、今後信託において、所有権の移転だけではなく、信託財産へのコントロールの範囲を調整できるような信託の組成も否定できない。そのような新しい信託については、財産移転への課税関係があいまいになる可能性があるのではなかろうか。

今後においては、信託移転に関する課税について、新たな信託の可能性を検討し、法制度との関連を紐解きながら検証していく必要がある。

²¹ 高橋孝治「信託法上の受託者への規制の日中台比較」淡江日本論叢45号62頁

²² 大屋貴裕・今井克也・黒田尚彦・永田仁志「信託を用いた医療法人の事業継承の検討」金沢星稜大学論集53巻1号101頁

²³ 樋口前掲注(12)12頁では、信託設定の理由の一つとして、検認手続費用の回避を挙げている。

²⁴ アメリカの現在の贈与税の基礎控除額は、年間15,000ドル、相続税（遺産税）と合わせた生涯非課税枠1170万ドル（約17億円）であり、生涯非課税枠を超えないと課税義務が生じないためである。

²⁵ 渕圭吾『「みなし相続財産」と信託』中里実・渕圭吾・吉村政穂編『信託課税研究の道標』有斐閣（2019年）213頁

²⁶ 渕前掲注(25) 214頁